

令和3年度 第3回江南市都市計画審議会 議事録

1. 日 時 令和4年1月14日（金） 午後3時～午後4時30分
2. 場 所 江南市役所3階 第2委員会室
3. 委 員 出席委員12名  
高橋政稔、加藤幸治、稲山明敏、石原資泰、長尾光春、吉田均、  
伊藤由香、鶴田佳子、倉知正憲、松永金次郎、野田智子、杉本俊人
4. 傍聴者 0名
5. 資料
  - 議 題（1）尾張都市計画道路の都市計画変更について（諮問）
  - 議 題（2）特定生産緑地への指定について（事前説明）
  - その他 都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正について

■会長あいさつ

■市長あいさつ

●議 題（１）

尾張都市計画道路の都市計画変更について（諮問）

（事務局）【事前配布資料に基づき議題（１）説明】

（委 員）道路名称は変わらないんですか。

（事務局）愛知県と打合せさせていただいたなかで、一般的には、現道名を都市計画道路名とするということで、一宮犬山線はこのまま残したかたちで一宮市側の都市計画道路名を変更しまして、江南市から犬山市の区間ですけれども一宮犬山線で問題が無い、ということで進めております。

（会 長）議題（１）「尾張都市計画道路の都市計画変更について」ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

（会 長）全会一致で原案のとおり可決とします。

■議 題（１）尾張都市計画道路の都市計画変更について（答申）

■市長あいさつ

●議 題（２）

特定生産緑地への指定について（事前説明）

（事務局）【事前配布資料に基づき議題（２）説明】

（委 員）（市から）意向調査を送られたと思うのですが、その回収状況と、令和４年度に向けて市はどのような予定かお教えてください。

(事務局) 今回、意向調査をお送りしておりますのは、特定生産緑地への指定のご意向をまだ示されていない方々全員に対してお送りしております。回収状況については、今月末を期限としておりますので、集計中ではございますけれども、まだご提出されていない方も一定数いらっしゃいます。ご提出いただいていない方については、再度、私たちの方からお電話なり、最終的にはお宅を訪問することも考えておりますけれども、丁寧な説明のうへでご理解いただき、手続きをしていただきたい、と考えております。

(委員) 今後、特定生産緑地として指定するにあたり不適格とした場合の指導とか是正について行われるのかどうか、誰がやるのか、そのあたりを教えてください。

(事務局) 適正な営農がされているかにつきましては農業委員会のご意見を聴きながら、判断していきたい、と考えておりますが、私どもといたしましては、特定生産緑地は来年度に指定していく予定としておりましたので、すべての生産緑地はすでに都市計画課で見回りさせていただいております。その中で、適正な管理がされていない生産緑地が見受けられた場合は、適正な管理をしていただく、もし適正に管理されない場合は、特定生産緑地として指定できない、ということもある、と情報としてお示ししてきた、ところがございます。いずれにしましても、最終的には令和4年度、7月に予定の都市計画審議会の前段階で生産緑地を再度現場確認させていただき、判断の折には農業委員会の事務局の方にもご協力いただきながら判断をしまいたい、として調整しております。

(委員) どの期間、例えば、令和4年度都市計画審議会後の公示前までの間とか、どういう予定で考えられていますか。

(事務局) 具体的なスケジュールでございますけれども、資料1ページをご覧くださいと、令和4年4月から6月で現地確認を予定しています。その中で農業委員会に営農状況の確認のご協力をいただきたいと思います、と思っております。

(委員) その結果をもとに7月の都市計画審議会で見聞聴取するということですか。

(事務局) お見込のとおりです。

(委員) 特定生産緑地制度は全国的な取り組みのようで7割、8割指定する見込みであるが、それ以外は意向の未定や未把握で、把握が進まないという話を聞きましたが、江南市の場合、送ったけど全然返事が返ってきていない人はいないんですか。

(事務局) 国土交通省が作成しております特定生産緑地指定見込というものがありまして、令和3年6月末現在のものでございます。この中で特定生産緑地指定済み、指定受付済み、意向ありこういったものを示されているのが概ね4分の3くらいおみえだそうです。また、意向されない(特定生産緑地では無くしたい)方が約6%、また、未定、未把握の方が約20%ほどというのが全国の状況でございます。江南市においては現在集計している段階ではございますが、概ね全国的な集計結果と同じような感じでございます。さらに、江南市については未定、未把握に関して、所有者、共有者の場合は、代表の方からの意見はすべてアンケートとしてご提出いただいておりますが未把握はございません。しかしながら、未定という悩まれている方は一定数ございますので、そういった方に対して、1月までに最終的にご意見をいただきながら、必要な方は3月までに(必要書類を)ご提出いただこうと考えております。

(委員) アンケートの回収は、まだなんですか。

(事務局) 平成31年4月の段階で1回目のアンケートについては全て回収し終わっています。今行っているのは、特定生産緑地を希望されない、という最終的な意向をいただく、そのための手続きを行っているところでございます。すでに1回目の回答はいただいております。

(委員) 今回の指定を受ける際に、耕作放棄地のところをあわてて耕して、一時的に農地のような状態にして、その後、荒れ地になったとしても、特定生産緑地に指定できますか。

(事務局) 今までは30年間生産緑地として農地を管理していただくよう、都市計画課から皆さんへお話ししてきました。これからは10年間、期間は

変更になりますけれども、管理の仕方は変わるところではございませんので、管理を怠っているところについては、毎年行っておりますパトロールで発見しまして、所有者の方へお願いしているところでございます。

(委員) 耕作放棄地が多い、というのは市などに相談ないですか。

(事務局) 資料3ページに現状の生産緑地の面積と団地数を記載させていただいていますが、これは市街化区域内農地に含まれるものとなっております。これを見ていただくと割合は少ない、と考えていただければと思います。また、これからの指導の仕方としましては生産緑地法に則り、管理するものでございます。江南市では空き地条例等もございまして、雑草等については、期限を決めて管理をお願いした後に、その後、放棄されている状況が続くと、自宅に訪問するなどしており、ご理解の上で対処していただく、と考えております。

(委員) 利害関係人とは具体的にどういう人を指しますか。

(事務局) 利害関係人については、登記簿に記載のある方々になります。

(委員) 特定生産緑地に指定後、通知した際に利害関係人から反対を受けた場合はどうなりますか。

(事務局) 特定生産緑地の指定にあたっては、同意をいただきながら進めておりますので、反対されることは無い、と思われま。

(委員) 特定生産緑地に市として指定しないことはあるのですか。

(事務局) 農業委員会の意見を聴きながら、最終的には、都市計画審議会の皆さんの意見を聴き、特定生産緑地の指定を行っていく予定です。

(委員) アンケートというのは特定生産緑地の指定以外の質問はしないのですか。

(事務局) 前回アンケートした際には、今後どのように利活用されますか、という内容とともに特定生産緑地指定の有無について聞きました。今回

は、その内容を踏まえながらいつ頃指定されますか等を聞き、あくまで特定生産緑地制度指定についての質問を行っています。

●その他

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正について

(事務局)【事前配布資料に基づきその他説明】

(委員)平成27年4月1日指定のエリアから今回提示された部分(布袋駅東地区)が外れている部分があるように見受けられますが、そのあたりの理由は何かあるんですか。

(事務局)平成27年4月1日時点では、(布袋駅東地区は)市街化調整区域でしたが、現在は市街化区域であるためです。平成30年度(平成31年3月29日)に市街化編入しまして、用途変更されております。

(委員)資料4-3の江南厚生病院の北側エリアなんですけど、かなり古い地図を使われているというのは平成27年より前に、江南厚生病院の裏側に住宅がたくさん建っているのですが、記載されていません。

(事務局)今回指定区域として組み直すんですけれども、その時には今現在の都市計画基本図に合わせます。

(委員)資料4-3の高屋町、勝佐町がエリアになっているんですけれども、北側部分がへこんでおりまして(整形ではないので)、どうしてこのようなエリアになったか理由が分かれば教えてください。

(事務局)エリアについては、都市計画法第34条第11号の区域の指定要件として、農振農用地区域を外す必要があったり、市街化区域に隣接する地域であるとか様々な条件で設定し、精査してこのような区域となった、と思われま。

(委員)資料4-4の安良地区も区域として平成27年ごろ出来たものですが、曾本地区の工業の誘致に向けたものとして考えてよろしいのでしょうか。というのは、3ページ目の第4条のところをみると曾本地区のこ

とを言われているように思うのですが。

(事務局) 今回私どもの条例改正は、新しく条例のエリアを増やすとかではなくて、既存の条例の災害エリアを緩和する区域から除外する、というご説明でございますので、既存のエリアについての話ではございません。条例が出来たのは平成27年ごろで7年前ですけれども、そのころには、市街化調整区域で規制がかかるエリアで、その規制を緩和する、という目的をもって作った、ただ今現在は、全国的に、川が氾濫したり、地滑りがおこるなど災害が激甚化してきた、という実情を受けて、法改正となり、法改正を受けて、危険をお示しする災害ハザードエリアを緩和する区域から除外する、という話です。趣旨的に、曾本地区へ企業を誘導する、といった話ではなく、今緩和するエリアを指定している市町村においては、危険な区域に人を集めないよう、今回条例を改正したものでございます。

(委員) 水量のことに出ておりました、排水について、雨量500mm以上の予測は(江南市は)していない、と。また、500mm以上の雨量の排水が出来る構造になっていない、ということではなかったでしょうか。

(事務局) 洪水ハザードマップの想定雨量については、資料2左側に記載されているのですけれども、(6)の指定の前提となる降雨、木曾川流域の2日間の総雨量は527mmと想定し、決壊した場合にこういったマップの状況になるということでございます。これは、1,000年に1度の降雨量です。木曾川のことで、中(内水)のこと、雨量については考えておりません。これは、国の方のシミュレーションでございます。地域の雨水側溝や排水関係について雨量500mm以上は対応できるものではありません。

(委員) 資料4-3の江南厚生病院北の区域で一部ピンクの想定浸水深3.0m以上の区域が含まれている区域があり、外さないといけないと思うのですが、含まれている理由を教えてください。

(事務局) 資料4-1から4-3の中には、文面として想定浸水深3.0m以上の土地を除く、と触れさせていただいています。資料4の赤く塗った区域については、都市計画法第34条第11号の区域で、今回除外する区域については資料でお示ししたとおりで、除外しますということです。(今

回除外する区域で) 申請、相談があった場合には、建築課で協議しながら判断していきたい、と思っています。

(委員) 資料3の2ページ目、雨水の流出を抑制するために市長が別に定める対策が講じられていること、とは、対策は具体的にどのようなものがありますか。例えば、新川流域の浸透施設とか教えてください。

(事務局) 通常、家を建てていただく際に、エリアによっては、建てる方法について場所によってやり方が示されているので、計画立ててやっていただくこととなります。

■令和3年度第3回江南市都市計画審議会終了